

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する修正案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本則に次のように加える。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（検討等）」を付し、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。